

NOSAIの園芸施設共済



園芸施設共済の補償がUP しました

平成27年2月1日から園芸施設共済制度が改正され補償が拡充しました。
 今回の改正は、平成26年2月の豪雪被害の際、再建の手助けとなるような十分な補償ができなかったことから、被災した多くの加入者の皆様方から園芸施設共済の補償の充実を望む声が上がったことがきっかけです。
 改正後の園芸施設共済は、「時価部分の補償の拡充」と「希望による補償の追加」の2つが特徴となっており、大きな被害にも対応できる補償内容に変わりました。

時価部分の補償が拡充されました

① 耐用年数の見直し

ハウス本体と附帯施設の耐用年数が見直しされました。
 例えば、パイプハウスとエコノミーハウスでは、耐用年数が2倍になりました。

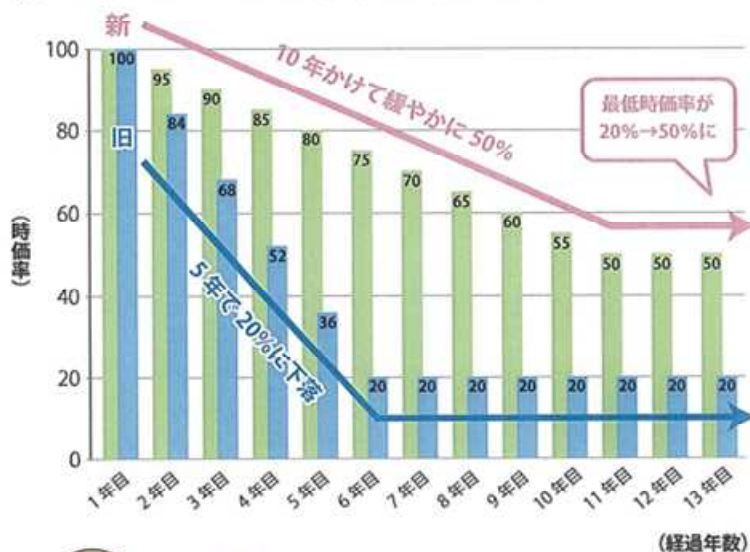
耐用年数の見直し表

ハウス区分	見直し		差
	旧	新	
ガラス室（木造）	10年	5年	△5年
ガラス室（鉄骨）	15年	14年	△1年
木造ハウス	5年	5年	±0年
パイプハウス	5年	10年	+5年
エコノミーハウス	7年	14年	+7年
鉄骨ハウス	15年	14年	△1年
附帯施設	5年	7年	+2年

② 時価率の引き上げ

ハウス本体と附帯施設の時価率の下限が20%から50%に引き上げられました。

例：パイプハウスの時価率の新旧比較表



例えば、パイプハウスの場合、耐用年数が5年から10年に延長され、さらに時価率の下限も20%から50%に引き上げられたので、補償額の減少が緩やかになりました。



Q&A

Q. 被覆材の補償も拡充されましたか？
 A. 今回の補償の拡充は、ハウス本体と附帯施設が対象となっており、被覆材の補償の変更はありません。また、施設内農作物についても従来どおりです。

希望により補償の追加ができます

① 復旧費用の追加（ハウス本体・附帯施設が対象）

新設された「復旧費用」に追加で加入することで、ハウスの再建築価額や附帯施設の再取得価額に近い金額まで補償額（共済金額）を上げることができます。

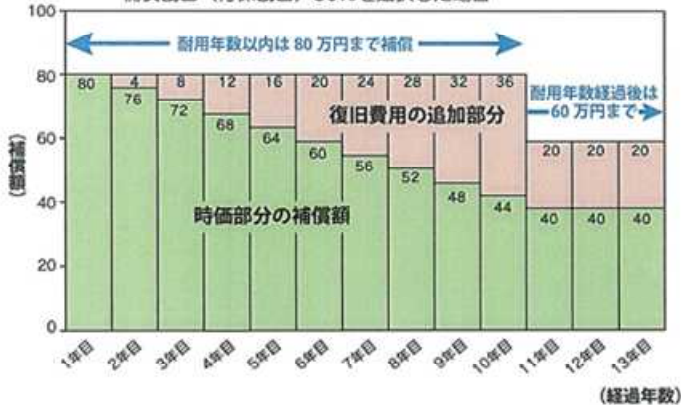
例えば…

耐用年数以内のハウスの場合、**再建築価額の最高80%**まで補償額を上げられます。

耐用年数経過後のハウスの場合、**再建築価額の最高60%**まで補償額を上げられます。

復旧費用に加入した時の補償額

例：パイプハウスの再建築価額が100万円で、補償割合（付保割合）80%を選択した場合



復旧費用の条件等

- ① 復旧費用の共済金は、ハウス本体や附帯施設を修繕または再建した場合にお支払いいたします。また、共済金の支払いにあたっては領収書等の提出が必要となります。
- ② 復旧費用分の掛金は、全額加入者の負担になります。
- ③ 被覆材は、復旧費用の対象外です。

② 撤去費用対象の施設の拡充

パイプハウスや雨よけハウスなど、**全てのハウスが撤去費用の対象**に追加されました。

撤去費用の㎡当たりの単価

ガラス室	エコノミーハウス 鉄骨ハウス	パイプハウス 雨よけハウス 木造ハウス 多目的ネットハウス
1,200円	880円	290円

撤去費用の条件等

- ① 撤去費用の共済金は、撤去に要した金額が100万円を超えたとき、または本体の損害割合が50%（ガラス室は35%）を超えたときにお支払いします。また、共済金の支払いにあたっては領収書等の提出が必要となります。
- ② 被覆材は、撤去費用の対象外です。



Q&A

Q. 複数のハウスを所有している場合、一部のハウスだけ撤去費用や復旧費用に加入することはできるの？

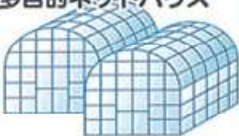




A. 一部のハウスだけ撤去費用や復旧費用に加入することはできません。撤去費用や復旧費用は、すべてのハウスに加入していただくことになります。



加入できる農家

農作物の栽培を目的とした園芸施設（ガラス室・鉄骨ハウス・パイプハウス・雨よけハウス・多目的ネットハウス）の設置面積が、2アール以上（ガラス室は1アール以上）の農家。

加入できるものは

<h3>ハウス本体</h3> <ul style="list-style-type: none"> ● ガラス室 ● 鉄骨ハウス ● パイプハウス ● 雨よけハウス ● 多目的ネットハウス  <p>必ず加入</p>	<h3>附帯施設</h3> <ul style="list-style-type: none"> ● 冷暖房施設 ● 換気施設 ● カーテン装置 ● かん水施設 ● 自動制御施設など 	<h3>施設内農作物</h3> <p>ハウス内で栽培する農作物（野菜・花き・鉢物など）</p> 
	<h3>撤去費用</h3> <p>倒壊した施設の撤去に要した費用</p> 	<h3>復旧費用</h3> <p>ハウスの再建築価額に近い金額までの補償</p> 
	オプション加入	

- ご加入に際しては、ハウス本体は必ずご加入していただき、オプションとして附帯施設、施設内農作物、撤去費用及び復旧費用を付けることができます。
 - 複数の棟を所有している場合は、同条件で全棟加入していただきます。
 - 施設内農作物は、全ての共済事故が対象の「一般方式」と病虫害を補償の対象としない「事故除外方式」を選択できます。ただし、「事故除外方式」に加入する場合は、ハウスの設置面積合計が5アール以上でハウスの営農経験が3年以上なくてはなりません。
 - 復旧費用は、ハウス本体及び附帯施設が加入できます。
- 注意** 台風接近時は、加入できない場合があります。

補償される金額（共済金額）は

- 共済金額とは、被害があった時に補償される最高額です。
- 補償割合（付保割合）を最低50%から最高80%の範囲で選択できます。
- 施設内農作物については生産費補償になります。（販売額の補償ではありません）
施設内農作物の価額はハウスの再建築価額を基準に葉菜類、果菜類、花き類ごとに算定します。
- 撤去費用の価額は、撤去費用の㎡当たりの単価×設置面積で算定します。
- 復旧費用の価額は、再建築価額×調整率で算定します。



補償期間は

- 農家負担掛金を払い込んだ後、共済規程で定めた責任開始日から1年間です。
- 周年被覆をしない場合、被覆期間に合わせて2ヶ月～11ヶ月までの1ヶ月単位で加入できます。

掛金は

$$\text{掛金等} = \text{共済金額} \times \text{掛金率} \times \frac{\text{補償期間}}{12\text{ヶ月}} \times \frac{1}{2} + \text{事務費賦課金}$$

ポイント1 掛金の半分を国が負担します。
(共済金額の8,000万円まで)
※ただし、復旧費用は国の負担がありません。

ポイント2 掛金は税金の控除対象となります。



対象となる災害は



支払対象とならない事例

- ① 老朽化による消耗によって生じた損害
- ② 付帯施設の故障 (共済事故以外が原因のもの)
- ③ 通常すべき管理、損害防止の義務を怠って発生した損害
- ④ 損害発生のお知らせを怠った場合や、不実のお知らせをした場合
- ⑤ 故意もしくは重大な過失による損害
- ⑥ 盗難やいたずらによる損害
- ⑦ 生理障害及び薬害

※分割割合とは

病虫害の被害が発生した時に適用される割合で、作物ごと、病虫害ごとに60%~100%の範囲で設定されています。例えば、トマトの黄化葉巻病の場合、60%に設定されており、60%部分は補償から除外され、40%部分を補償します。

共済金の計算方法は

支払共済金	=	損害額			×	補償割合			
		ハウス本体の時価額	×	損害割合		×	共済金額 共済価額		
		被覆材の時価額	×	損害割合					自然消耗割合
		付帯施設の修繕費	×	時価現存率					
		施設内農作物の価額	×	損害割合					分割割合 (病虫害の場合)
		撤去費用の価額	×	損害割合					
復旧費用の価額	×	損害割合							

- ① 共済金は、1棟ごとにNOSAIが算定した損害額が3万円または共済価額の1割を超えた場合に支払われます。
- ② 施設内農作物の共済金は、共済事故が発生した時点の生育ステージ（生育期・収穫期）により損害割合を計算して支払います。ただし、病虫害の場合は、分割割合が適用されます。
- ③ 撤去費用の共済金は、撤去に要した金額が100万円を超えたとき、またはハウス本体の損害割合が50%（ガラス室は35%）を超えたときにお支払いします。撤去費用の損害額は撤去に要した実費（領収書等の金額）が上限となります。
- ④ 復旧費用の共済金は、ハウス本体や付帯施設を修繕または再建したときにお支払いします。復旧費用の損害額は、修繕費等復旧に要した実費（領収書等の金額）からNOSAIが計算した本体の損害額や付帯施設の損害額を差し引いた金額が上限となります。

NOSAIからのお願い

次のような場合は**すぐに連絡**をお願いします。

- 被害が発生した場合
- 施設を増改築、譲渡、解体などした場合

注意 連絡がない場合や遅れたりすると共済金が支払われない場合があります。

